

# 北海学園大学経営学部規則

(目的)

**第1条** この規則は、北海学園大学学則（以下「学則」という）第3条第2項により、経営学部（以下「本学部」という）の学生に関する事項を定める。

2 本学部学生（以下「学生」という）の教育課程等に関する必要な事項は、学則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学科及び教育研究上の目的)

**第2条** 本学部に、次の学科を置く。

(1) 1部経営学科及び1部経営情報学科

(2) 2部経営学科

2 本学部は、教育目標として、建学の精神(自由で不屈な開拓者精神)に則り、自由な精神、進取の精神及び不屈の精神を涵養し、専門知識と行動力を兼ね備えた実践力を養成することを掲げる。

経営学科は、経営・市場・企業にかかわる経営分野の専門知識とそれを活かす実践力を併せ持ち、組織や社会を力強く発展させることができる優れた人材を育成する。

経営情報学科は、会計・情報・心理にかかわる経営分野の専門知識とそれを活かす実践力を併せ持ち、組織や社会を力強く発展させることができる優れた人材を育成する。

教育目標としての専門知識と実践力の養成は、その教育の力点を、組織を中心に体系化された経営分野の専門教育と充実した多様な実践教育においてなされるものであり、その実現にあたっては次の多面的な視点が教育の理念・方針(学部設置趣旨)として尊重されなければならない。

(1) 組織を中心とした経営学教育

(2) 実践志向の経営学教育

(3) グローバルな視点に立つ経営学教育

(4) 情報分析を重視した経営学教育

(5) 人間行動の側面を重視した経営学教育

(授業科目及び単位)

**第3条** 学生の履修すべき授業科目の名称、区分、単位数及び年次配当は、別表をもって定める。ただし、教授会の議を経て、休講又は年次配当を変更することができる。

(単位数の計算方法)

**第4条** 演習については、学則第20条第3号ただし書きの規定により15時間の授業をもって1単位とする。

2 実習科目については、学則第20条第4号ただし書きの規定により30時間の授業をもって1単位とする。

3 外国語科目のうち学則第20条第2号ただし書きの規定により15時間の授業をもって1単位とするものは、別に定める。

(履修手続)

**第5条** 学生は、指定する期間内に所定の様式によって、その年度に履修しようとする授業科目を願い出て、学部長の許可を受けなければならない。

2 履修方法に関しては、別に定める。

3 外国人留学生及び海外帰国生徒学生のための特別入学試験によって入学を許可された学生は、学則別表3(1)又は(2)に定める留学生(外国人留学生・海外帰国生徒学生向け)科目を履修することができる。

4 前項で修得した単位は、総合教育科目の修得単位に算入することができる。

5 学則第19条の規定により履修した他学部の授業科目の単位は、卒業のために必要な単位に含めない。

(試験)

**第6条** 試験は、その授業科目の授業の終了した学期末に期間を定めて行う。ただし、必要に応じて臨時に試験を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、本学部において特に必要と認める場合は、追って試験を行うことがで

きる。

(成績の評価)

**第7条** 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可をもって合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合・否とする。

(単位の修得)

**第8条** 学生が単位を修得するためには、履修した授業科目の担当教員が行う試験等に合格しなければならない。

(入学前の既修得単位認定)

**第9条** 学則第26条の規定により認定する単位及びこのうち本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定は、別に定める基準に基づき、教授会の議によるものとする。

(他大学等の授業科目の履修等)

**第10条** 学則第24条の規定により他の大学等で履修した単位又は学則第15条の規定により外国の大学に留学して履修した単位の認定、及び在学期間の算入若しくは本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定は、別に定める基準に基づき、教授会の議によるものとする。

(大学以外の教育施設等における学修等)

**第11条** 学則第25条の規定により単位を与える場合の単位、及びこの単位のうち本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定は、別に定める基準に基づき教授会の議によるものとする。

(進級)

**第12条** 本学部1部経営学科及び1部経営情報学科の2年次に進級できる者は、学生として入学し、1年以上在学し、学則別表3に定める授業科目を履修し、22単位を修得しなければならない。また、3年次に進級できる者は、2年以上在学し、学則別表3に定める授業科目を履修し、44単位を修得しなければならない。

2 本学部2部経営学科の3年次に進級できる者は、学生として入学し、2年以上在学し、学則別表4に定める授業科目を履修し、32単位を修得しなければならない。

(卒業研究)

**第13条** 卒業研究を履修しようとする学生は、その指導を受けようとする教員の許可を受けて、履修登録の手続を行なわれなければならない。

2 卒業研究は、前項の許可を与えた教員の指導の下に行う。

3 卒業研究の単位修得の認定は、指導教員による卒業研究の成果の評価に基づき、教授会の議を経て行う。

(卒業及び学位)

**第14条** 本学部1部経営学科を卒業し、学士(経営学)の学位を得るためには、学則別表3(1)に定める授業科目中、次の第1号から第7号までに定める単位を修得しなければならない。

(1) 総合教育科目から24単位以上

(2) 専門教育科目の専門導入科目から16単位以上

(3) 専門教育科目の専門基幹科目から14単位以上

(4) 専門教育科目の専門導入科目及び専門基幹科目から36単位以上

(5) 表1-(1)又は1-(2)で定める科目から42単位以上

(6) 専門教育科目の専門展開科目、演習科目、ビジネス英語科目、キャリア形成科目及び資格取得科目から64単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内とする

(7) 総合教育科目、専門教育科目、演習科目、ビジネス英語科目、キャリア形成科目、資格取得科目、経済学科目及び法学・歴史学科目の合計128単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内、経済学科目及び法学・歴史学科目は12単位以内とする

2 本学部1部経営情報学科を卒業し、学士(経営学)の学位を得るためには、学則別表3(2)に定める授業科目中、次の第1号から第7号までに定める単位を修得しなければならない。

(1) 総合教育科目から24単位以上

(2) 専門教育科目の専門導入科目から16単位以上

(3) 専門教育科目の専門基幹科目から14単位以上

(4) 専門教育科目の専門導入科目及び専門基幹科目から36単位以上

(5) 表1-(1)、1-(2)又は1-(3)で定める科目から42単位以上

- (6) 専門教育科目の専門展開科目、演習科目、ビジネス英語科目、キャリア形成科目及び資格取得科目から64単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内とする
  - (7) 総合教育科目、専門教育科目、演習科目、ビジネス英語科目、キャリア形成科目、資格取得科目、経済学科目及び法学・歴史学科目の合計128単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内、経済学科目及び法学・歴史学科目は12単位以内とする
- 3 本学部2部経営学科を卒業し、学士（経営学）の学位を得るためには、学則別表4(1)に定める授業科目中、次の第1号から第7号までに定める単位を修得しなければならない。
- (1) 総合教育科目から20単位以上
  - (2) 専門教育科目の専門導入科目から12単位以上
  - (3) 専門教育科目の専門基幹科目から8単位以上
  - (4) 専門教育科目の専門導入科目及び専門基幹科目から30単位以上
  - (5) 表1-(1)、1-(2)又は1-(3)で定める科目から30単位以上
  - (6) 専門教育科目の専門展開科目、演習科目、キャリア形成科目及び資格取得科目から46単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内とする
  - (7) 総合教育科目、専門教育科目、演習科目、キャリア形成科目、資格取得科目、経済学科目及び法学・歴史学科目の合計128単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内、経済学科目及び法学・歴史学科目は12単位以内とする

(大学院学生の履修)

**第15条** 北海学園大学大学院の学生が、経営学部の授業科目の履修を希望するときは、教授会の議を経て、許可することができる。

(転学部・転部及び転学科)

**第16条** 学則第13条の規定による、転学部の願い出があった場合、教授会の議を経て、許可することができる。

2 1部と2部間の転部又は経営学科と経営情報学科間の転学科を希望する者については、教授会の議を経て、許可することができる。

(編入学・転入学)

**第17条** 学則第12条・第13条の規定により編入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ教授会の議を経て、許可することができる。

2 前項の規定により編入学又は転入学した者の入学前に履修した単位の認定及び本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定並びに本大学における在学期間の認定は、教授会の議によるものとする。

(研究生)

**第18条** 本学部において特定の事項について研究しようとする者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、研究生として許可することができる。

2 研究生の取り扱いについては、別に定める規程による。

(委託生)

**第19条** 本学部の特定の授業科目について、公共団体等より修学を委託される者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、委託生として許可することができる。

(科目等履修生)

**第20条** 本学部の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を願い出る者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として許可することができる。

(特別聴講学生)

**第21条** 単位互換協定に基づき、本学部において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(準用)

**第22条** 本規則の規定は、研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生に準用する。

(学籍異動)

**第23条** 学生の学籍異動に関する事項については、学則及びこの規則の定めるところによるほか、別

に定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。  
ただし、第5条第5項に規定する授業科目の履修は、従前の学則別表2(1)及び(2)の「認定心理士関連科目」とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4は入学年度にかかわらず、平成19年度開講年次学生から適用する。
- 3 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4の自由科目のうち「海外文化Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は平成15年度入学生から適用し平成19年4月以降に留学した者とする。
- 4 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4の実習科目のうち「海外総合実習」は平成17年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4は入学年度にかかわらず、平成20年度開講年次学生から適用する。
- 3 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4の専門教育科目・経営学科科目のうち「チェーンストア論」は平成18年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4は平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学者については従前の規程による。
- 3 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4の各群科目のうち「特別講義」は平成15年度入学生から適用する。
- 4 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4の演習・実習科目のうち「海外総合実習」は平成17年度入学生から適用する。
- 5 ただし、第12条、第13条及び第14条は平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学者については従前の規程による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4(1)は平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学者については従前の規程による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4(1)は平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学者については従前の規程による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4(1)のキャリア形成・実務科目群、演習・実習科目群のうち「特別講義」は平成15年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4(1)は平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学者については従前の規程による。
- 3 ただし、第12条及び第14条は平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学者については従前の規程による。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4(1)は令和5年度入学生から適用し、令和4年度以前の入学者については従前の規程による。
- 3 ただし、第12条及び第14条は令和5年度入学生から適用し、令和4年度以前の入学者については従前の規程による。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。